

令和2年5月27日

保護者様

大阪市教育委員会  
大阪市立東中学校  
校長 高橋 哲也

### 令和2年6月1日からの学校園の再開について(お知らせ)

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和2年5月31日(日曜日)まで臨時休業期間の延長をお知らせしたところです。このたび、政府が大阪における「緊急事態宣言」の解除を行ったことを受け、児童生徒の感染予防の徹底を図るために行つておりました臨時休業を令和2年5月31日(日曜日)までとし、6月1日(月曜日)から大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校を再開いたします

つきましては、学校は再開いたしますが、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、これまでの臨時休業中と同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握(健康観察表への記入を含む)及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。また、授業を急遽中止することもあります。その場合、学校ホームページ等でお知らせしますので、定期的にご確認いただきますようお願いします。

#### 記

##### 1 臨時休業期間の終了と学校の再開

臨時休業期間は、令和2年5月31日(日曜日)までとし、令和2年6月1日(月曜日)から学校を再開します。

##### 2 学校の再開後の授業等について

###### 【6月1日(月曜日)から12日(金曜日)まで】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1学級を2つに分けた分散登校とします。
- ・午前は授業終了後に、午後は授業開始前に、給食を提供します。なお、給食の内容は、感染症予防対策により、パンと牛乳のみとなります。
- ・登校は、次の時間にお願いします。

登校時間	6月1日	2日	3日	4日	5日	8日	9日	10日	11日	12日
下校時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:25~8:30 11:50~12:10	奇数班	奇数班	奇数班	奇数班	奇数班	偶数班	偶数班	偶数班	偶数班	偶数班
12:25~12:30 16:00~16:30	偶数班	偶数班	偶数班	偶数班	偶数班	奇数班	奇数班	奇数班	奇数班	奇数班

(授業実施における班分け) ※3年生は34番までです。

- ・【奇数】班 出席番号:1・3・5・7・9・11・13・15・17・19・21・23・25・27・29・31・33・35・37・39・41番
- ・【偶数】班 出席番号:2・4・6・8・10・12・14・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34・36・38・40番

###### 【6月15日(月曜日)から】

- ・感染防止策を講じたうえで、通常の授業を実施する予定です。登校は、通常どおりお願いします。
- ・給食を実施します。

### 3 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・学校が再開した後も、引き続きご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いします。また、登校に際しては、必ずお子様に持たせるようしてください。
- ・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。授業日ですが、欠席扱いとはなりません(出席停止)。
  - ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査(核酸増幅法検査)を受検することとなった場合
  - ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
  - ③ お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
  - ④ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合

具体的には、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が37.5度前後より高い状態)以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合
- ・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」(電話番号:06-6647-0641)へご相談願います。

- ・強いたるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱がある。
- ・かぜの症状や発熱が続いている(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)。基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。

\*新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。(複数の医療機関を受診することは、お控えください)

\*医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

### 4 新型コロナウイルス感染症の予防

緊急事態宣言は解除されましたが、ご家庭の皆様で感染防止の3つの基本対策(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)等の「新しい生活様式」を実践いただく等、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石鹼で手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 1~2時間に一度、5~10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ替えてください。
- 換気を励行してください。
- ①密閉空間で換気ができない、②人が多く集まる、③近距離での会話や発声が行われる、の3つの条件が同時に重なる場所は避けましょう。

○登校に際しては、引き続き、必ずマスクを着用するようお願いします。マスクの色・柄は問いません。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。